

事例番号:280200

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 0 日 子宮内胎児発育遅延の診断

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 6 日

21:30 19 時頃より下腹部痛を伴う子宮収縮あり、搬送元分娩機関受診、子宮口開大 6cm

22:05 当該分娩機関へ母体搬送、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 33 週 6 日

22:22 破水、臍帯脱出(-)

22:29 胎児心拍数 110 拍/分、臍帯脱出確認

23:02 帝王切開にて児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:33 週 6 日

(2) 出生時体重:1493g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.524、PCO<sub>2</sub> 10.2mmHg、PO<sub>2</sub> 168.3mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup>

8.2mmol/L、BE -13.3mmol/L「(ハッリン多い?)」(診療録の記載)

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハッッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、新生児仮死、肺出血

(7) 頭部画像所見:

生後 9 日 頭部 CT で大脳半球、小脳半球は全体的に低吸収値であり、低酸素性虚血性脳症の所見を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

〈搬送元分娩機関〉

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、臍帯脱出による低酸素性虚血性脳症であると考え  
る。

(2) 臍帯脱出の原因を特定することは困難であるが、早産、低出生体重児、不当  
軽量児(-2.1SD)が臍帯脱出の関連因子であると考える。

(3) 臍帯脱出の発症時期は、妊娠 33 週 6 日 22 時 22 分から臍帯脱出を確認した  
22 時 29 分の間と考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 33 週 0 日に子宮内胎児発育遅延と診断し、6 日後に胎児推定体重を再  
確認し母体搬送を考慮したことは一般的である。

## 2) 分娩経過

### (1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 33 週 6 日、21 時 30 分に下腹部痛を伴う子宮収縮のため搬送元分娩機関を受診後、母体搬送までの間に胎児心拍を確認していないことは一般的ではない。
- イ. 妊娠 33 週 6 日、子宮口開大 6cm を確認し、母体搬送としたことは一般的である。

### (2) 当該分娩機関

- ア. 当該分娩機関入院時の対応(分娩室入室、内診、分娩監視装置装着、塩酸リトリン投与中止、超音波断層法で胎児心拍確認)は一般的である。
- イ. 妊娠 33 週 6 日 22 時 29 分に臍帯脱出を認めた際の対応(骨盤高位にし内診指で児頭を押し上げる、帝王切開決定、NICU・麻酔科医に連絡)は一般的である。
- ウ. 帝王切開決定から 33 分で児を娩出したことは一般的である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(皮膚刺激、バググ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)および、NICU 管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を確認し、分娩監視を行うことが望まれる。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。